

**第10回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合
(非公開会合)
議事概要**

1. 日 時 令和5年2月6日(月) 14:00~15:40

2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者

原子力規制委員会 杉山委員
原子力規制庁 古金谷緊急事態対策監、杉本緊急事案対策室長、舟山安全技術管理官(SA担当)、山口緊急事案対策室副室長、川崎企画調査官、加藤企画調査官、岩澤安全規制調整官(実用炉審査担当) 他6名
東北電力(株) 原子力本部課長(原子力防災担当) 他2名
東京電力ホールディングス(株) 原子力運営管理部長 他3名
中部電力(株) 原子力本部原子力部防災・核物質防護グループ長 他3名
北陸電力(株) 原子力本部原子力部副部長 他2名
関西電力(株) 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャー 他2名
中国電力(株) 電源事業本部(原子力管理)担当部長 他1名
日本原子力発電(株) 発電管理室室長代理 他3名
電源開発(株) 原子力技術部長 他1名
原子力エネルギー協議会 酒井理事 他2名

3. 議 題

(1) BWRの特重施設等を踏まえたEALの見直しについて

4. 配布資料

- 資料 1-1 【コメント回答状況リスト】緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合(原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-2 BWRの炉心損傷前ベントに係るEAL(SE43)の見直し要否について(原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-3 緊急時制御室のEAL51シリーズに係る見直し要否について(原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-4 緊急時活動レベル(EAL)の見直しの進め方について(改訂版)(原子力エネルギー協議会、東北電力株式会社、東京電力ホール)

ディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社)

- 資料 1-5 BWR 特重施設等の EAL 判断設備の反映に関する基本的な考え方との整合確認表 (改訂版) (原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-6 特重施設等の EAL 検討結果取りまとめ表 (改訂版) (原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-7 EAL 毎の特重施設等の反映検討 (東京電力・柏崎刈羽 6, 7 号機) (改訂版) (東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料 1-8 EAL 毎の特重施設等の反映検討 (原電・東海第二) (改訂版) (日本原子力発電株式会社)
- 資料 1-9 特重施設等の EAL 反映に伴う原子力事業者防災業務計画の変更概要 (BWR) (原子力エネルギー協議会, 東京電力ホールディングス (株), 日本原子力発電 (株))

5. 議事概要

- (1) 東京電力ホールディングス (株) (以下「東京電力」という。) から、EAL43 炉心損傷前のベントについて、資料 1-1、1-2 及び 1-9 に基づき説明があり、原子力規制庁より、原子炉格納容器圧力逃がし装置に耐圧強化ベント系等が含まれるよう、解説等に明示する旨を伝えた。
- (2) 東京電力から、EAL51 原子炉制御室等に関する異常について、資料 1-1、1-3、1-5 及び 1-9 に基づき説明があり、杉山委員より、従来の枠組みの中でも原子炉制御室外操作盤室に現場操作を含んで判断していたとおり、場所の使用可否だけではなく機能として運用されていたならば、今回特重施設を加味するのは難しくないが、この考え方が整理されていないのならば議論が必要であり、次回会合で考え方を整理して提示するよう依頼し、東京電力等から承知した旨の回答があった。
また、杉山委員より、自主対策設備の EAL での位置づけについては、EAL 全体の課題としていずれ議論したい旨の発言があった。
- (3) 東京電力から、その他の EAL について、資料 1-1、1-4、1-6、1-7、1-8 及び 1-9 に基づき説明があり、原子力規制庁より、資料 1-6 の EAL27 の柏崎刈羽 6, 7 号について、蓄電池は RCIC 又は HPAC に供給できるようになっていることが追加できる理由として記載されているが、逃がし安全弁への供給は必須と考えられ、理由に掲げる負荷を絞るなら別の判断基準があるということなので、次回会合で示すよう依頼したところ、東京電力より承知した旨の回答があった。
- (4) 原子力規制庁より、次回会合は 3 月 20 日を予定しており、指針等の改正の方針案について提示する予定である旨申し上げた。

以上